

総務産業常任委員会記録

日 時 令和7年1月28日（火曜日）10時43分～12時22分

場 所 議員控室

出席者 小寺委員長、工藤副委員長、金木委員、逢坂委員、佐藤委員、村田議長
酒井建設課長、石垣建設課管理係主査、笹浪建設課主任技師
三上商工観光課長、広谷商工労働係長

オブザーバー 阿部議員、磯野議員、平山議員、舟見議員、村上議員

事務局 渡辺局長、嶋元係長

小寺委員長

それでは、少し早いですけれども、全員そろいましたので、始めたいと思います。

本日の総務産業常任委員会の調査事項ですが、休会中の調査事項には入っていない案件が4つあります。緊急の対応ということで、1つ目が建設課より要請がありまして除排雪業務について調査したいと思います。

それでは、酒井課長からまずお願いいたします。

1 除排雪事業について

説明員 建設課 酒井課長、石垣主査、笹浪主任技師

酒井建設課長 10:44～10:45

おはようございます。このたび大変お忙しい中、総務産業常任委員会におきまして除排雪事業に係る説明の機会をいただきましたことに感謝を申し上げます。

この冬は、例年に比べまして12月の降雪量が多く、12月末段階で平年値の約1.5倍の積雪量を記録しております。また、排雪作業を1月13日から実施しておりますが、その後も降雪があり、1月15日の24時間降雪量が20センチ、17日の24時間降雪量が25センチを記録するなど、1月18日には現時点での今シーズン最深積雪量として111センチを記録し、平年値の約165%の積雪量となっております。このことから、現在も排雪作業を継続しておりますが、今後の降雪と除排雪業務を予測した際、予算の不足が想定されますことから、本日は市街地区における除排雪業務の状況と今後の予測を踏まえまして補正予算の必要性につきまして説明をさせていただくものでございます。

それでは、早速担当者より説明を行います。説明は着席し、行いますことをご了承

願います。よろしくお願いいたします。

石垣建設課管理係主査 10:45～10:49

建設課の石垣と申します。よろしくお願いいたします。令和6年度除排雪事業についてご説明します。

お配りした資料の1ページ目を御覧ください。除排雪事業の稼働実績について説明します。(1)、市街、原野地区の稼働実績については、令和5年度及び6年度の1月前期分までの実績を記載しております。なお、過去5年間平均については、各年度の1年間の時間を5年間平均しておりますため、参考とさせていただきます。令和6年度は、市街地区の除排雪及び原野地区合計665日、時間で3,129時間50分となっております。令和5年度と比較すると特に排雪に係る日数及び時間が例年同時期に比べ増加し、合計で日数でいうと約100日、時間約700時間増加しております。今後1月後期から3月後期まで現状6,157時間25分を見込んでおりまして、今年度は合計9,287時間15分と予想しております。なお、見込み時間に伴う補正額などについては、後ほどご説明させていただきます。

次に、(2)、離島地区ですが、こちらも令和6年度は令和5年度に比べ増加となっております。

次に、2、令和6年度問合せ等件数についてですが、令和7年1月20日現在で令和6年度は52件となっております。内訳として、除雪依頼が15件、排雪依頼が12件、置き雪が3件、路面整正が10件、物品破損が1件、すみません、資料には記載されていないですが、その他の部分が11件、合計52件という形となっております。

次に、資料の裏面、2ページ目を御覧ください。3、令和6年度市街、原野地区の委託料見込額についてですが、本年契約額が1億3,811万6,000円です。先ほどの見込み時間を計算した最終委託見込額が1億8,594万4,000円となっております。増額の予定額が4,782万8,000円となっております。そこから今年度の予算残額が455万3,000円ありますので、それを差引きし、最終的に4,327万5,000円を増額補正予算案として提出したいと考えております。増額補正の主な要因といたしましては、先ほど稼働実績でも少し説明しておりますが、特に排雪部分での実績というのが増加しておりまして、今後の排雪作業時間についても前年同様の見込みで積算しております。

最後になりますが、参考程度に見ていただければと思いますが、それぞれの実績と過去10年間の気象データを添付させていただいております。こちらについては、ご確認いただければと思います。

以上、簡単ではございますけれども、除排雪事業に関する説明とさせていただきます。

小寺委員長

それでは、質疑を行いたいと思います。質疑のある委員は、挙手にてお願いいたします。

－主な協議内容等（質疑）－ 10:49～11:20

逢坂委員 全体的なことなのですけれども、まず今年は特に、今年度というか、12月、1月が集中的に雪が多かったのかなって、先ほど課長からも話あったので、そう考えて今現在はちょっと何か落ち着いている感じはしているのですけれども、この12月、1月に降った分が結果的にずっと尾を引いてきているのかなって私なりに考えているのですけれども、そういうことで排雪も当然遅れてきているのかなというふうな考えでいるのですけれども、その辺は町側としてはどういうふうに分分析というか、そういう12月、1月に降った分がずっときて今もう2月に入ろうとしているのだけれども、なかなか排雪が追いつかないという現状の見方でいいのかなというふうに聞きたいなと思って、排雪今全てやっているのではないと思うので、排雪が遅れている部分はその部分かなというふうに私は思うのですけれども、その辺はどういうふうに分えているのか、町の分え方というか、お聞きしたいなど。

酒井課長 基本的な部分につきましては、今委員さんおっしゃったように12月の雪の量ですとか、当然そうなる路肩に積んである雪の量も多くなっていますので、そこで1路線に係る排雪の作業がどうしても時間がかかってしまうということもありますので、それで時間を要しているということで捉えております。

逢坂委員 分かりました。その分だと思いうことで、補正については当然しなければならぬというのは、これは理解できるのですけれども、特に聞かれるのは排雪もそうなのだけれども、路面の状態があちこち相当悪い、私も市内歩いて分かるのですけれども、相当悪いのだけれども、路面整正、ならすということ、その辺は担当として把握されているのか、その辺についてローダーというのか、ショベルで削るというのはあまり考

えていないのかなって。

酒井課長 状況把握につきましては、当然担当職員が回りながら、また除排雪業務に従事している方々からもあの路線そうなっているぞって聞くと、また天気予報だとかも踏まえましてしばれた日の次の日に暖気が続くと、また雪の降り方にもよりますので、そういう状況を踏まえながら現状把握はしています。また、路面の整正につきましては、当然車の通行に支障になるところは随時行っておりますし、問合せという部分で一部路面整正の問合せもありますので、そこは現状把握した中でできる限りのことは対応はしているところでございます。

逢坂委員 すみません。関連しているわけではないのですが、一番最初に言えばよかったのですが、稼働時間の関係なのですが、見込みとして今後6,000時間程度を見込んでいると、それで約9,000時間になるのだと、この数字的なもの、過去の例からいって最高にいった数字というか、そういうのを押さえているかどうか。予定としては9,000時間で今補正しようとしているのですが、過去に例えば1万時間超えたとか、8,000時間だとか、燃料単価とかいろんな人件費とか違ってくるのだけれども、時間的なものだけ捉えるとどの程度の数値が過去にあったのか。9,000時間って結構な時間、多いのでしょうか、過去からのイメージとして。だから、その辺教えていただければと。

酒井課長 時間では押さえてはいないのですが、1月20日現在の積雪量が大体去年と同じ数値だったものですから、それを参考にいたしまして、去年のそれ以降の稼働時間等を参考にして必要な補正額を積み上げているところでございます。過去の数値については、今ちょっと確認できませんので、ご了承いただければと思います。

逢坂委員 今回4,327万5,000円の補正ということですので、今後雪の降り方によるというふうに、あるいは排雪の状況によるのかなと思うのですが、この4,327万5,000円というのは町で見積もって今後を見込んだ中の補正ということで、特別豪雪、大雪降ってまた大変な目に、2月に降ってなったときにはまた考えるのだろうと思うのだけれども、

今のところはこの4,327万5,000円で補正はある程度いいのではないかと
いうふうな考えでいるのかどうか、その辺聞きたいと思います。

酒井課長 当然これからの雪の降り方ですとか、今の排雪の状況も全カットしてい
る路線もあれば、一部カットだけで終わっているところもありますので、
当然これから雪が降ることによって路肩に雪がたまったりとか、またその排雪
作業の状況、また委員さんおっしゃったように路面状況とかによろと思
いますので、そこは当然町民の皆さんが生活していく上で支障がないよ
うな形でこの業務はしていきたいと思っていますので、実績を見ながら
委託業者に確認をして対応はしていきたいと思っています。

工藤副委員長 まず、補正予算については、若干お金かかってでも町民の安全性を含め
てきちっと除排雪してほしいなと思っています。
それから、今朝も6条通排雪やっておりました。あそこの近所の方から
昨日言われた言葉の中にとっても高い雪が路肩にあるので、狭い住宅のほ
うから車出すときにとても見づらいという意見がありました。できれば、
あそこの路肩に残っている雪も排雪してもらいたいなと思います。
それから、毎年僕言うのですけれども、役場の前の通りのにじいろがあ
る側、あそこも取っていただけると、3条通と4条通、あるいは5条通
もそうなのですけれども、町の中心部から役場前に向かってくるときに
なかなかあそこで一時停止して車来ないかどうかって確認して出るのが
難しい、役場の前の通りを走っている車もいつ出てくるか分からない状
況で皆さん気をつけて運転していると思うのです。やっぱり安全確保の
ためにもあそこは排雪の作業やっている間のうちに取っていただければ、
僕はいいなと思っていますけれども、その辺はどう考えていますか。

酒井課長 作業順番といたしまして、国道から港側ですか、2条だとか1条通のほ
うの排雪、今日から入りました。そこは、全カットまでは難しいとは思
うのですけれども、割と車が通れるような形という排雪が今週ぐらいに
はある程度できるのかなと思っています。その間さっき申し上げていま
したように、6条通みたく道幅確保はできているのですけれども、高い
ところがあるようなところについては作業時間の許す範囲で上の部分を
カットするだとか、そういうことはやっていければなというふうには考

えてございます。その中にさっきおっしゃったにじいろの部分だとか、中学校の前だとか、いろんな路線がありますので、状態見ながら時間の許せる範囲で対応はできればと考えています。

工藤副委員長 できる限り町民が安全に走行できたり、あるいは歩けたりというのを確保していただきたいと思います。
終わります。

佐藤委員 何点かお聞きしたいのですが、今現在こうやって増えている原因のあれとって時間数が多くなってきている、トラックの減少に伴って例えば10メートルを2台のトラックで動くのか3台で動くのか、こういうのが時間の超過という形で、そういうような気もするのです、進む距離が。今までは、まだまだたくさんトラックの人がいたにもかかわらず、こういうような現状が年々まだまだ今度増えてくるという形で、町として排雪をするのは何も、かかるのは当然なのですけれども、そういうトラックの手配など、例えば苫前、初山別の3町村あたりと、青森なんかではもう災害だというぐらいまでなる現状なのに、そっちが進まない町場の排雪はどんどん遅れていくというのが現状だと思うのです。それに対して町としてトラックの問題とか、あるいはほかの市町村と一生懸命例えば休みのときは共同してちょっとやってみようではないかという考え方とか、そういう考え方がないのかということと、あとちょっと分からないのだけれども、これ委託なんかする場合、時間で払っているのですか。1時間何ぼという形なのですか。そういうのであれば、またいろいろなやり方、この間も朝の5時からやっているのだとかという話を聞いたりしているのですが、果たしてその時間帯のやり方がこういう小さな、2か月かそこらぐらいの期間であればある程度の金額払ってでもまだ早い時間からできることとか、やっぱりやり方の方法として委託する側の町としての考え方、またそういうものが別にあれば何点か教えていただきたいなと思ひまして、よろしくお願ひします。

酒井課長 ダンプにつきましては、昨年はいろいろ要素がありまして借りる台数ちょっと少なかったのですけれども、今年はある程度借りている状況にありますので、また雪捨場がある場所との距離だとか、当然あまりロスが

かからないような形での業務を委託業者も考えてくれておりますので、そこは毎年同じことやっているから例年どおりでいいやということではなくて、一年一年実績を見ながら少しでもいい方法、効率的な方法は考えていければなというふうには思っております。また、時間につきましても大体町内を回る時間帯としまして今うちで抱えている車の数だとか路線を考えると、大体登下校が終わるような時間帯に作業終わるということから起算すると今の5時というふうには見込んではいるのですけれども、機械の調子が悪くて歩道の車が5時ではなくて3時から回っているケースも中にはありますので、常時車の状態がよければいいのでしようけれども、そういうことを考えますと臨機応変に対応できるような形への契約に持っていく必要あると思っておりますので、それも踏まえまして先ほど申し上げた委託実績を基に対応していきたいとは考えております。

小寺委員長 あと、時間単価について。

酒井課長 料金につきましては、1時間当たり単価を車両ごとに設定しましてお支払いをしております。

佐藤委員 単価のほうは、何年も変わっていないのですか。

酒井課長 基本的に北海道の単価を参考にしますので、例年上がったとか下がったりと車両によって増減はあるのですけれども、道の単価を参考に設定しています。

金木委員 2ページ目の上のほうにあります予算の見込額ですか、についてもうちよっと詳しく聞きたいのですけれども、④の予算残額というのは現時点での残額なのか、今シーズン、3月、冬、除排雪事業が終わった時点での予算残額ではない、補正するのだから現時点ということなのか。

酒井課長 全ての委託の契約額、支出すると見込んで、その残額ということで捉えて結構です。ですので、負担行為ということで、委託契約している金額を除いた本当の残額ということです。

金木委員 現時点でのという意味ですか。

酒井課長 そのとおりです。

金木委員 そうなると、今回4,300万補正するにしても、それで十分なのか。2月ならばまだ冬真っ盛りだし、まだまだ除排雪事業続くだろうし、現在もかなり使っているのだろうと思われまますので、4,000万ぐらいでは、現時点ではつきり出せるのはこの金額だということなのか、まだまだ増える見込みがあるなという金額か、それお聞きしたい。

酒井課長 説明不足で申し訳なかったのですが、あくまでも委託契約を結んだ段階で支出負担行為ということで、この契約に対してこれぐらい支出をしますということ、もう支出すると見込んでおりますので、今の1億3,800万分はもう予算執行予定という部分で踏まえておりますので、この残額の中には含まれておりませんので、当初見込んでいた2月、3月の契約についてはもう予算執行するよということで捉えて結構です。

金木委員 では、この後は例年ぐらいの状況であれば、まあまあこれで間に合うのかなという見積りでいるという理解でいいのですね。

酒井課長 そうです。あとは、本当に先ほど言った排雪作業に時間を要するだとか、いろんな背景があればその辺の状況に応じて対応はしていきたいと思えます。

金木委員 先日ニュースでも流れたのですけれども、国のほうからの特別交付金前倒しで各市町村、自治体に出すというニュースが出て、羽幌町はたしか4,000万円が前倒しされるというニュースを聞いたのですが、それらもいつ頃実際羽幌町に入るのかちょっと分かりませんが、そういう補正ですか、補正は次の来週臨時議会もありますけれども、実際予算化するのはいつ頃になるのか。

酒井課長 財務課のほうで対応している部分ありますので、そういうことで前倒し交付ということの希望ありますかという連絡が入ったということで、そ

れで財務当局のほうから要望しますという答えをしているということで確認をしております。

逢坂委員 2点ほど、さっき聞きそびれたものですから。今回補正する分で市街地、原野地区ということなのだけれども、離島地区について、離島も結構降ったと思うのですけれども、稼働時間も結構あるし、日数も出ているのですけれども、両島の補正というか、委託していると思うので、当然委託料になるのだけれども、その辺は考えていなかったのか。

酒井課長 離島につきましては、ある程度今回今年度の契約からそういう待機費用だとか見込んで積算をしますので、また雪の量につきましても多い時期の日数で見込んで契約だとかをしているものですから、今現在の部分でいくと大丈夫かなというふうには見込んでいるのですけれども、何せ天気なものですから、これからまた島だけに雪雲が流れ込んでということがあるとまた事情変わってくるかもしれませんけれども、今段階の推移でいきますと今の契約で対応できるかなというふうには見込んでおります。

逢坂委員 そうしたら、最初に契約した金額で大体間に合うのでないかという町の考え方ということで理解していいですか。

酒井課長 ええ、そのとおりです。

逢坂委員 今回12月、1月、大雪、結構連続して降った降雪量あるのですけれども、たしか除雪の開始時間が5時からというふうに最初聞いているのですけれども、私の認識では、これを例えば早める体制づくりというのは、要するに結構降ったときに車が動かないとか、いろいろと早く出かける方もいるので、そういう体制づくりは町としてできているのか、5時前に、もう4時ぐらいから降ったときは除雪するとか、そういうことは体制的に取られているのか、それを確認したい。

酒井課長 実際に夜にすごく風のついた雪が降ったとか、そうなるとうきだまる場所だとかもありますので、そうなるとうによつては3時に出動している

日も中にはあります。なので、必ずしも5時に、絶対5時だということではなくて、天候だとか雪の降り具合を見て臨機応変に対応していただいているところであります。

村田議長

どういうふうに話をしようかと思っていたのですがけれども、今雪が落ちていて町道なんか結構排雪が進んでいると思うのですがけれども、そういう中で排雪が終わった段階の道路にどこの雪か分からないですけれども、そこにまた雪を出す町民がいるといった苦情が私のところに来て、民間の方に1か月幾らとか、1回出動したら幾らってお金を出して処理している方もいるでしょうし、そういう方々は道路には出さないのですけれども、排雪終わってすぐ玄関先なのかちょっと私は見ていないから分からないのですけれども、それをすぐ道路に出すのだと、これって本当に公平なのかということがあって、見回りした中であまりにも悪質と言ったら語弊あるのですがけれども、あまりにも多いものをまたきれいになったところにすぐ雪を出すとかということに関してはそうしないでくださいというような規制と言ったらいいのか、ちょっとどうしたらいいのか難しいところなのですけれども、今この問合せの件数の中にそういうようなものはありましたか。

酒井課長

実際にそういうことで電話来ることもありますし、私どもも今まで、ここ1年の話ではなくて、過去から場所によってはそういう方がいるという情報を伺っている部分があって、その当人とお話しさせていただいているケースも中にありますので、もしそういう事例がありましたら連絡をいただければこちらからその方と会ったりということいたしますので、連絡をいただければというふうに思っています。また、その辺もいつも道路に雪出さないでほしいという注意喚起はしているのですけれども、その注意喚起の仕方も考えなければいけないかなというふうには思っておりますので、その辺またいろんな効果併せて対応していきたいと思っておりますけれども、まずそういう事例があれば当然その方と会ってお話ししていることありますので、連絡いただければと思います。

村田議長

本当に町民それぞれが公平とか平等とかという部分でいくと、そういうことが起きるといっても理解はしています。そういう中で2番目にある

問合せの件数の中に全部で52件ということで、昨年度から見るとちょっと少ないのでしょうかけれども、この中で私は何々の誰々なのですって言ってきちんと名前を名のって問合せだとか、こういうことで困っているのですとかということを書いてくれる方と多分名前を伏せてどこどこら辺とかということも言うてくる人もいますのです。そこら辺は、問合せの中身によっても変わるかもしれないのですけれども、今度そこら辺は本当に町の除雪の体制が悪いとか、そういうことが原因とかということであればやっぱり対処しなければならぬこともあるので、住所と名前ときちんと伝えてもらってちゃんとその問合せを聞くというぐらい徹底してもいいのではないかと、これもちょっと難しいのですけれども、実はそういうお話もほかの人からいただいたりしているものだから、そこら辺もいい知恵が、何かいい方法ないのかなということなのではけれども、いかがでしょうか。

酒井課長 問合せの部分では、場所だとかも特定することもありますし、中には折り返し連絡をするというケースもありますので、できる限り電話の方には連絡先だとかお名前確認をするようにはしております。ただ、中にはお名前教えていただきたいのですけれどもという確認した際に電話を切られたりだとか、それこそ中にはあります。ただ、できる限り押さえるようにしております。

村田議長 今課長から答弁あったとおり、そういうふうにして全体が少しでもよくなるようにしていると思うのですけれども、苦情の中身によってはきちんと名前を把握して場所も把握しなければ駄目だという部分と、受け手もここはそう言われてもほかのところもみんなこういう今までだって対処しているのですということも言わなければならなかったこともあると思うので、そこら辺はマニュアルではないのですけれども、やっぱりできないものはできない、難しいのですけれども、公平性にきちんと鑑みて苦情の対処ですとかもしていただければ、何といたって町民全体にそういうことが浸透したら苦情も少なくなるでしょうし、突発的なことも減ってくるような気がするので、努力をしていただければ、完璧にいくということは多分なかなか難しいでしょうから、そういうのは気をつけて対処していただきたいということで、終わります。

酒井課長 私どももそういう部分でその方の名前だとか連絡先を確認した上で対応はしていきたいというのを基本にしながら、今議長おっしゃったように何かいい方法あれば取り入れながらやっていきたいと思っております。

佐藤委員 2ページの(3)のダンプの借り上げの実績ってあって、これダンプに対しての設計の単価なのですか、人は入らないで、運転手込みの。

石垣主査 運転手の単価も入っての金額です。(ダンプと運転手ということで。の声)

小寺委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) それでは、ないようですので、除排雪事業についての調査を終わりたいと思います。今後とも大変な時期だとは思いますが、スムーズに行くようによろしくお願いします。それと、もう一つ、先ほど次の臨時議会ということだったのですが、まだ決定はしていないのですが、決まった時点でそれを補正予算で上げるということで、決定次第また皆さんのほうに連絡が行くと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、除排雪事業については終了したいと思います。ありがとうございました。

それでは、引き続き次の項目に行きたいのですが、説明員が交代しますので、少々お待ちください。

それでは、引き続き、担当課が替わりましたが、続いて3件行いたいと思います。1つ目が羽幌町空き店舗バンク制度の創設について、2つ目が羽幌町中小企業経営安定支援基金条例及び施行規則の廃止について、3つ目が羽幌町企業振興促進条例及び施行規則の一部改正について、3件まとめて説明になると思いますが、それではお願いいたします。

2 羽幌町空き店舗バンク制度の創設について

説明員 商工観光課 三上課長、広谷係長

三上商工観光課長 11:20~11:21

今日は、お忙しい中、お時間いただきまして、ありがとうございます。まず、今日は、

1 件目として前に議会で阿部議員から質問のありました空き店舗バンク制度の創設、それと長年利用実績のなかった羽幌町中小企業経営安定支援基金についての廃止の改正と、これもまた利用実績がなかった企業振興促進条例について改正して何とか新年度から利用しやすいものに変えていきたいということで今回委員会に諮らせていただきます。

ということで、内容につきましては係長のほうから説明させていただきます。

広谷商工労働係長 11:21~11:24

それでは、ご説明させていただきます。座ってご説明させていただきます。

まず、資料1のご説明の前に、議件の訂正についてご説明させていただきます。当初羽幌町空き店舗バンク制度要綱の創設についてという議件を上げさせていただきましたが、要綱を取りまして羽幌町空き店舗バンク制度の創設についてと読替えをお願いいたします。理由につきましては、当初空き家と空き店舗で目的等が違いますので、既存の空き家バンク制度要綱を参考にしながら空き店舗バンクの要綱、様式を策定しようとしておりまして訂正前の議件としておりました。内容を改めて検討していく中で空き家と空き店舗の申請様式等が一緒のほうが利用される町民にとって分かりやすいということがございまして、今後事業を進めていく上でも要綱、様式の見直しがあった際に1つの要綱のほうが足並みをそろえやすいというものでございます。

それでは、資料1のほう御覧願います。制度創設の理由につきましては、事業者の高齢化や後継者不在、売上げ減少、店舗の老朽化などによる廃業によりまして空き店舗の増加が課題となっております。町並み景観や治安の改善、危険建物の解消、商店街の活性化を図ることを目的といたしまして、空き店舗を譲りたい方と空き店舗を活用したい方のマッチングを支援するための制度として創設いたします。

制度の概要につきましては、要綱についてはこれまで羽幌町が運用し、実績がある羽幌町空き家バンク制度要綱を一部改正しまして空き店舗を対象とします。運用方法につきましてもこれまで町民が利用し、浸透してきた空き家バンクに空き店舗を追加するという形でスムーズに受け入れられ、利用される制度といたします。窓口につきましては、目的が異なることから、住居及び空き地につきましては町民課が担当しまして、店舗及び併用住宅につきましては商工観光課がそれぞれ窓口となり、対応いたします。

3番、物件登録から交渉の流れにつきましては、これまでの空き家バンクと同様ですが、空き家、空き店舗バンクの登録申込書と空き家、空き店舗バンクの登録カードと一緒に提出いただきます。現地確認、書類審査をした上で町ホームページに情報を掲載いたします。利用希望者からの見学申出等があった場合は、各課で対応いたします。契約成立に伴い、空き家、空き店舗バンクの登録が不要になりましたら、取消願書を提出い

ただくという流れとなっております。

制度につきましては、今後町のホームページ、町広報誌、ライン公式アカウント、防災 i n f o 等で制度を周知していきたいというふうに考えております。

今後のスケジュールにつきましては、2月中旬に法規審査委員会に付議いたしまして、4月1日からの施行を目指してまいりたいと考えております。

小寺委員長

それでは、新しい制度ですので、これについて分けて行いたいと思います。羽幌町空き店舗バンク制度の創設について質疑を行います。質疑のある方は、挙手にてお願いいたします。

— 主な協議内容等（質疑） — 11:24～11:52

逢坂委員 新たに空き店舗バンクということで創設するということで、先ほど広谷係長のほうからの説明があって、羽幌町に空き家バンクの要綱あるので、それに付随しながら町民に分かりやすいものをつくらうということは大変いいことだと私は思います。その前提として、これをつくるに当たって店舗と住宅というのは、私調べただけけれども、かけ離れている部分もあるのですけれども、何点か聞きたいのだけれども、例えば空き家の店舗を住宅なりに、要するに店舗ですから、店屋なのを店に使うのだったらいいけれども、住宅に変えるといったら駄目だということも結構あるのです。その辺は、羽幌町の今の考えとして、空き家バンクにある住宅は当然住宅なのだけれども、店舗として登録した場合にその店舗を住宅に変えたいというふうなことは例えば羽幌町が規制しないで当事者同士で例えば売買する、その後に住宅にしたいということは駄目な自治体も結構あるのですけれども、その辺は羽幌町の今の時点の考えとしてどういうふうな考え持っているのか。要するに住宅は住宅であって、店舗なので、店舗に使っていただきたいよというふうにしていくのか、当事者同士で店舗を改造して住宅にしたいよというふうにしていくのか、その辺の基本的な考えが固まっていれば教えてほしいなど。

広谷係長 逢坂委員のおっしゃるとおりです。基本的に町の考えとしては、住居として登録されているものはもちろんその後住居として使われることを想

定されてきた空き家バンク制度がございますので、それに空き店舗を追加するということで、空き店舗を今後空き店舗バンクとして登録していた際には、それを利用したいという方はその店舗を活用して地域活性化を図っていただきたいという目的でこちらのほうは登録を進めていくのですけれども、将来的にそれがどこかの時点で用途が変わってしまうといったところまでは、町のほうではそこまで追跡しようという考えはございませんので、当初うちが空き家、空き店舗バンクとして登録して利用していただく目的としては住居は住居、店舗は店舗として利用していただくことを想定しております。

逢坂委員 それは、一番本当は町の活性化というか、になるのだろうと私も思います。ただ、そういうところの縛りは、要綱ではなかなかできないのかなという部分があるので、その辺も十分考慮して、空き家バンクあるのにわざわざ店舗買って、いい店舗だから住宅にするとか、アパートにするとかってなったときに用途の変更だとか、いろいろ変わってくるので、その辺はよく考えて要綱をつくっていただきたいなというふうに思います。

それから、この空き店舗バンクというのは登録制なのだけでも、これも各自治体のことを調べるとその登録期間、要するに空き家バンクはずっと登録されているのだけでも、空き店舗の場合は例えばそういう制限、1年なり2年とか3年とか、その登録期間、そういうものは今の時点で設けているのかどうか。

広谷係長 今のところは、設けていないです。

逢坂委員 それでは、永久に例えば店舗で登録すれば何年なり、何十年もなると建物自体があれするから無理だと思うのだけれども、そういう制限はないということで理解しました。

それから、実は個人情報も結構空き店舗なんかでも問題になっているのは、賃貸とかした場合に個人情報のなものが空き家バンクのほうでもあると思うのだけれども、個人情報の関係が結構最近うるさくなってきているのだけれども、その辺の条項というわけでないけれども、要綱ですから、条文の中に入れて、そういう中身をわざわざしゃべる方もいない

と思うのだけれども、そういう個人情報のものの規制というものを入れる考えあるのかどうか、その要綱の中に、その辺を聞きたいなど。

広谷係長 おっしゃるとおりです。個人情報に関しては、非常に適切に取り扱っていかないといけない情報ですので、要綱の中に既に空き家バンクの中でもうたわれている部分があります。その取扱いについては、利用希望者と登録者が交渉に当たって必要な情報をそれぞれ提供するという形になっていますが、第三者がそういった個人情報を知ったりということがないような形で運用を考えております。

逢坂委員 これ空き家バンクにもあるのだけれども、宅地の取引業法というのがあるって、その中に宅地取引士というか、国家試験を受けてそういう免許を持っている方でないとかいうものを売買するときに問題になるわけで、こういう方が仲介に入ってやるというのはあるのだけれども、これは羽幌町にはいるのか、それとも留萌管内、これ旭川にはあるのだけれども、留萌管内ではそういう業者いるのか、羽幌町はどうなのか、その辺調べていけばお聞きしたいのですけれども。

広谷係長 逢坂委員おっしゃるとおり、旭川に北海道宅地建物取引業協会旭川支部というのがございまして、留萌地区には留萌分区というのがございます。本人同士で個人間で直接交渉ができない場合は、間接交渉ということで店舗に関しましてもそちらの留萌分区を通して間接的に仲介していただいて交渉できるという形を取ろうと考えています。

逢坂委員 すみません、関連して。そうしたら、羽幌町は、あくまでも空き店舗の場合は仲介業者を介してやるということが基本なのか、個人売買で任せてやるのか、その辺は柔軟に対応するのか、その辺聞きたいのだけれども、個人で知り合いから買いたいといったときに、それは個人的にやっってくださいと、町は一切手出さないわけだから、情報は公開すると、そういう部分でやるのか、それともそういう仲介業者を専門業者を入れて例えば契約なりするのか、その辺の羽幌町の考え方教えていただければと。

広谷係長 空き店舗バンクに登録される登録者の方に直接交渉を希望されるか間接交渉を希望されるか選択していただく形になっていまして、直接交渉もちろん可能になっています。(分かりません。の声)間接交渉の場合は、先ほどご説明しました留萌分区さん(本人同士でね。の声)を通して交渉していただく形になります。

逢坂委員 間接も選べるので、間接の場合はそういう仲介業者を入れてやるということでもいいですね。分かりました。

佐藤委員 ちょっと聞きたいのですけれども、空き家なんかについてはいわゆる登録、申請しないとこういう形にならないということで、まだ羽幌町には全然そういう空き家が、物件、店舗でも数多くある中で登録する人ももうそこにはないと、そういう空き店舗とか住宅が数多くある中で町としてそういう空き店舗あたりの自分たちからこういう物件があるけれども、これはただ物件でもいいです、そういう交渉なりして空き家の問題に対しての考え方、そういう登録者以外の見えない部分の空き家や店舗の問題についての考え方というのは何かないのですか。

小寺委員長 まず、今回担当は空き店舗バンクの担当なので、空き家に関しては先ほど説明あったとおり町民課が担当するので、あくまでも空き店舗バンクについての課としての見解をお話いただければと思います。分けてやらないとということよろしいですか。

広谷係長 今のところ空き家、空き店舗バンクを制度創設以降、積極的に町としては制度周知していきまして、譲りたい方がその情報をキャッチしたら積極的に登録していただきたいというふうに考えております。佐藤委員がご心配しているとおり、もう住んでいないだとか、羽幌町に住んでいない方でそういった情報をキャッチできない方というのがいらっしゃる可能性もなくはないですが、今後固定資産税の納付書にも今空き家バンクの周知のチラシとか入っているのですけれども、同じように空き家、空き店舗バンク始まりましたという形で周知します。ですので、今空き店舗になっている店舗でも所有者の方にはそういったチラシが届くような形で周知はできますので、そういったものが始まったということに関し

てはそれで周知ができるかなというふうに考えています。今後もなかなか空き店舗が解消されないといったケースについては、これはまた今回の件とはちょっとずれるかもしれないですけども、羽幌町としては空き店舗の把握というのは今後進めていかないといけないというふうに考えておりますので、その建物がまた危険な建物になってくるようであれば、そういった部分の対応についても今後検討していくことになるかと考えております。

佐藤委員 大変ありがたいことで、本当にまだまだ探せば、自分も空き家探したりするとある程度ここにいるけれども、もう人はいないのだ、旅に行っても誰も見る人がいないって、ただでもいいからもらってくれないとか、やっぱりそういう人たちがいる中での建物はだんだん古くなるし、バンクのホームページなんかを見たら、ではそこに載っているかっていえば、別に申請がないから載らないことになってしまうし、下町なんかでもそのとおり、あれだけの件数があってもどこ一つ載るわけでもないし、それで町が発展がどうのこうのと言う割にはこういう空き家の問題、島なんかでもそうなのだけれども、それを町が例えば今いろんなところでも空き家、店舗を逆にリフォームしてある程度使いやすい形にしてお客をあれするというような考え方とか、あくまでも今言っている空き家は空き家のままでそのままのものの個人のそういう対応の考え方を取るのか、その中でまだいいなというところがあれば町がある程度手をかけてもいい形にするような考え方とか、そういう考え方はないのですか。

小寺委員長 暫時休憩します。

(休憩 11:39~11:40)

小寺委員長 それでは、会議に戻します。

三上課長 今現在そこまでのものは考えていませんけれども、今後検討課題としていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

工藤副委員長 先ほど逢坂委員から出た意見と似たようなことなのですけども、例え

ば今まで商店だった空き店舗をまた何かしらの商店で利用するというのは希望っていえば希望だし、それが理想なのだろうと思うけれども、例えばその持ち主と知り合いの方がいてここを買って家建てたいなという人がいた場合にもととの持ち主の登録者が空き家、店舗を削除してくださいということであると、お店でなくて住宅を建てるのだということも、それは個人売買では成立するのだろうと僕思うのです。その場合には、町としての考えは店舗という希望はあるし、僕らもそう思うのだけれども、でも町民の思いは、それは駄目だよということには僕ならないのだと思うのですけれども、もし当事者同士のそういう話合いがあったときには登録を削除すれば本人たちで話合いで売買ができてということには僕なると思うのだけれども、その辺はどうなのですか。

広谷係長 工藤副委員長のおっしゃるとおり、一度バンクに登録した方でも状況が変わってそれを取り下げるということはいつでも可能ですので、例えば基本的にはバンクに登録した場合は利用者が役場に連絡をしてきて役場が仲介してその情報提供してあげるというのがバンクのそもそものものですけれども、それ以外の部分で欲しいという人が出てきた場合にはそこで交渉していただいて話がある程度まとまりそうだから取消ししますというのは全然可能なものになっております。

工藤副委員長 分かりました。こういう町の状況になると、やっぱり人口も減っていくし、家というか、そこに住んでいる人も少なくなる状況を考えて、必ずしも店舗だったからそこを利用してまたお店やってくださいというのはなかなか難しい面もあると思うのです。だから、住宅であってもそこに住んでいただければ、町の中心部としてはやっぱり幾らかでもメリットがあると思うので、そういう部分も上手に町が町民の思いを酌んであげて、それは駄目なのだよということだけでなく、やっぱり将来的に町が維持できるような考え方をある面町民に対しても教えてあげるというか、そういうことだというのは言ってあげるのもいいのかなと思うので、それはうまくやってもらえたらと、お願いします。

逢坂委員 実は、空き家バンクと空き店舗バンクそれぞれ違う部署で担当しているのだけれども、これある意味町民からすると例えば商工観光あるいは町

民課というふうになってしまうとどっちにあれなのって、どういうふうな情報公開するのか分かりませんが、これから、その辺の垣根を越えた一本化という、どこか担当を一本化して、そこで両方とも対処できるようなシステムというのはいかないのか、それは町内部の機構の中でのやり方だと思うので、それを私としてはやったほうが、こっちは商工観光だ、住宅は町民課だというふうなことで一々分けると、どっちがどっちなものか町民の方は何か分かりづらいなというふうにだんだん出てくるのでないかなというちょっと危惧持っているので、できればどこか、商工観光でもいいし、町民課でもいいので、それをリンクして同じような要綱つくると思うので、要綱としては同じ要綱つくる、一緒の要綱にすると思うので、その辺のこれからの進め方なのだけれども、私の要望としてそういうふうに町民に分かりやすいような受付、担当をしたほうがいいのでないかなと思うので、今後の課題というわけでないけれども、考えたほうがいいのかというふうに思うので、そのお願いなので、ぜひそれを検討していただければと思います。

小寺委員長 答弁は要る。

逢坂委員 答弁、課長でも何か考えあれば。

三上課長 取りあえず今空き店舗について今までなかったということでうちが主導してやるということと、空き家については今町民課でやっているのを、それを今動かす必要もないのかなと思っています。分かりづらいということで統一したほうがいいのかということになれば、またこれは庁舎内の中でもんでいかなければいけない話なので、今のところは空き店舗についてはうちということで考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

村田議長 創設すること自体に関しては、悪いことではなくていいことだと思うので、1点だけ、これは要望になるものかなと思うのですけれども、ここの中では空き店舗を譲りたい方と空き店舗を活用したい方ということになっているのですけれども、業種なんかでいくと例えば食堂なんかだと、いろんな町で何十年も続いてきた味を自分もう年取ってやめるのだけ

どもというのをそのまま引き継いでくれるところがあったりということがたまにニュースで出たりするのですけれども、そういう部分は空き店舗でなくて、例えばあと1年もしたら限界だから畳みたいのだわという空き店舗の手前の店がもしあった場合、そういうのも逆に言うと例えば町外から見つけれるかどうかは別としても、来てその味を覚えて続けるのですよというような事例もあるので、これは今はそのままでもいいですけれども、逆に言うとそういうことも考えて利用できるというか、発信できるような、そういう体制もあってもいいのかなというのはちょっと思ったので、これはこれで全然オーケーなのですけれども、何かのときに膨らんで例えば需要はあると、だけれども自分たちは年でもうできないのだわというところなのだけれども、そのまま空き店舗にしないで引き継いでもらうというマッチングもいいのかなということで考えていただければなということで、多分要望になると思いますけれども、何かあれば。これとはちょっと中身が違うので……

小寺委員長 今回の案件に関しては、この制度なので、今の議長案はその次のステップなので、もしそれに関してちょっと触れ、そんなに深くはないと思いますけれども、あれば。

広谷係長 今村田議長がおっしゃった意見、事業承継という形の部分になるかなというふうに考えております。今国等でもすごく積極的に進めている部分で、辞めてしまってノウハウなくなってからではなくて、そういったものを誰か続けてくれないかということで、今回空き店舗のバンクというのは基本的には空き店舗になったもの、もしくはこれから空き店舗になる予定のものを含むということになっているのですが、そういった部分で若干違う部分がありますので、そこである程度カバーできるものはそれで活用していきたいとは思っていますし、今おっしゃっていた事業承継という部分も非常に重要なものだと思いますので、今後またそれは別な形で商工観光課の中で協議しながら、こういった形でそういった支援ができるかというのも考えていきたいというふうに考えております。

小寺委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) それでは、ないようですので、暫時休憩します。

(休憩 11:52～11:56)

小寺委員長

それでは、会議に戻したいと思います。

それでは、2つ目に移りたいと思います。羽幌町中小企業経営安定支援基金条例及び施行規則の廃止について、お願いいたします。

3 羽幌町中小企業経営安定支援基金条例及び施行規則の廃止について

説明員 商工観光課 三上課長、広谷係長

広谷商工労働係長 11:56～11:59

それでは、資料2を御覧ください。1、経緯、廃止の理由についてですけれども、平成26年に小規模企業者の緊急的なつなぎ融資制度として創設以降、これまで実績がなく、基金の積立額も多いことから、基金縮小も含め制度の見直しを進めてきたものであります。羽幌町商工会及び留萌信用金庫羽幌支店と協議した結果、今後も利用が見込めず、本町の実態に合っていないことから、縮小ではなく廃止として進めさせていただくものでございます。

2番目、制度の概要であります。基金の額が1,000万。

定義は、本条例に規定する小規模企業者とは、町内に主たる店舗または事務所を有する個人または会社で常時従業員が5人以下であること、羽幌町商工会の会員であることとされております。

貸付けの対象につきましては、小規模企業者のつなぎ資金として、次の各号の1に該当する者で資金手当てに緊急を要すると認められる者とされております。①、羽幌町中小企業特別融資制度要綱に規定する融資または商工会を経由して政府系金融機関等の融資を受けることが見込まれていること、②、償還期限までに確実な収入見込みがあることとされております。

貸付条件につきましては、貸付回数が1年度につき1回限り、限度額が100万円以内、期間が30日以内、償還方法は一括償還となっております。貸付利率は無利子で、保証人は連帯保証人1名を必要とするとしてきた制度となっております。

3番、商工会及び留萌信用金庫の意見でございます。商工会につきましては、町の金融機関はつなぎ融資よりも今現在多く使われております特別融資制度のほうをあっせん

しているということで意見がありました。留萌信用金庫につきましては、この条件にヒットするケースは限りなくゼロに近いというご意見、そのほかにも特別融資制度であれば1週間程度で貸付けが可能なので、つなぎ融資自体が不要ではないかというようなご意見をいただいております。

4番、今後のスケジュールにつきましては、2月に法規審査委員会に付議しまして、3月中旬に町議会3月定例会に上程予定となっております。3月31日までこの制度を運用しまして、それをもって廃止というふうに考えております。

以上です。

小寺委員長

それでは、質疑に移りたいと思います。質疑のある方は、挙手にてお願いいたします。ございませんか。(なし。の声) それでは、質疑がないようですので、続いて3件目、羽幌町企業振興促進条例及び施行規則の一部改正について、説明をお願いいたします。

4 羽幌町企業振興促進条例及び施行規則の一部改正について

説明員 商工観光課 三上課長 広谷係長

広谷商工労働係長 11:59~12:07

資料3を御覧願います。1、改正の理由についてですが、羽幌町企業振興促進条例の補助メニューから空き店舗活用事業について平成26年に創設以降実績がなく、対象要件等の見直しが求められてきたものでございます。

2番、現行制度ですが、今現在条例の規定により町内で事業を営んでいる中小企業者が対象となっております。商業地域または近隣商業地域の空き店舗に移転し、事業を開始する者を対象としております。また、町内建設事業者を利用する者で店舗の改修に係る費用が100万円以上のものが対象となっております。補助率は3分の1で、補助限度額は300万円、目的といたしましては中心市街地、商店街への店舗の集積を目的とした内容となっております。

次に、町外で事業を営んでいる中小企業者が対象になっております。町内の空き店舗を活用し事業を開始しようとする者で、事業開始後3年以上同店舗において事業の継続が見込まれる者が対象となっております。店舗の改修に係る費用が100万円以上のものが対象となっております。補助率は3分の1で、補助限度額は500万円となっております。目的は、企業誘致が目的となっております。

その他の要件といたしましては、空き店舗とはということで、過去に事務所または商業用に供された施設で営業終了後1か月以上が経過しているもの、1階に店舗部分を有しているものを空き店舗として定義しております。また、その他の要件として、農業、林業、漁業、金融業、保険業、飲食を主目的としない飲食業は対象外とされてきました。また、店舗の所有者が配偶者または2親等以内の親族でないものが対象となります。

留意事項といたしまして、新たに事業を開始しようとする者はこの空き店舗活用事業の対象外とされてきました。創業者につきましては、もともと企業振興促進条例の補助メニューの中で創業者支援事業というものがありましたので、そういったものでの支援と空き店舗活用事業というのはすみ分けされてきたというような状況になっております。

3番の現状、実態についてですけれども、近年空き店舗を活用して事業を開始または事前に相談があった者の傾向といたしまして、空き店舗を活用して事業を開始する者の多くの方が創業者となっております。事前相談の多くが飲食を主目的としない飲食業（スナック等）ということで、スナック等の営業の方が多くいらっしゃいました。商業地域または近隣商業地域の区域外の空き店舗を活用するケースも多くなっております。町外の事業者からの相談等は、これまでなかったような状況になっております。

それらを踏まえまして、4番の改正点でございます。左側が改正前、右側が改正後ということで資料のほうをつくっております。まず、1つ目に、町内事業者は対象地域、商業地域または近隣商業地域の空き店舗に移転する場合のみが対象とされておりましたが、ここの部分の対象地域の縛りを廃止したいというふうに考えております。対象地域は、商業地域または近隣商業地域になっております。今後その対象地域を廃止した場合、町内全域を対象にしたいというふうに考えております。これまで移転の場合が対象だったのですけれども、この移転という条件も廃止させていただきたいというふうに考えておきまして、空き店舗を改修する場合であれば対象としたいというふうに考えております。また、建設事業者を活用し、100万以上の経費がかかるものが対象だったのですが、町の住宅リフォーム事業等で町内建設事業者の縛りは必ず入ってくるのですけれども、近年建設業者のかなり数が減ってきておりますし、そういった事業との重なりで事業者が大変忙しいという状況でなかなか補助金を使いたくても使えないという状況があったら困りますので、今回空き店舗活用事業におきましてはこの町内建設事業者といった縛りを外させていただきたいというふうに考えております。

次に、中心市街地への店舗の集積及び企業誘致目的を兼ねておきまして、これまで補助上限額が町内事業者300万、町外事業者で500万としていた部分ですが、この部分を補助目的を空き店舗の解消、活用による地域活性化といった部分を主目的としまして、副的な目的として企業誘致というものが入ってくるかなというように整理したいというふ

うに考えております。2番目として、補助上限額をこれまで町内事業者と町外事業者を区分してきたところなのですが、上限額を一律200万円として金額を設定したいというふうに考えております。ここの金額を下げる理由といたしましては、これまで300万、500万という大きな金額だったのですが、これから対象を拡大するという事で対象になる件数も増えてくるというようなことを考えておりますので、その部分で金額を下げさせていただいております。

次に、店舗改修等に係る費用が100万以上のものを対象というふうになっていた部分を店舗改修等に係る費用が50万以上のものを対象にしたいというふうに考えております。

次に、空き店舗を活用して事業を開始する事業者のほとんどが町内の創業者であるという状況を踏まえまして、今後新たに改正する条例では空き店舗で事業を開始する場合、創業者も支援の対象にしたいというふうに考えております。ただ、3年以内に事業を廃止してしまった場合は、補助金の返還規定を設けたいというふうに考えております。

次に、飲食を主目的としない飲食業の取扱いですが、これまで対象外とされてきた部分を、これを補助対象にしたいというふうに考えております。

次、米印で新たな要件として、空き店舗取得等から1年以内に着工するものを対象とするといった要件を追加したいというふうに考えております。これにつきましては、この要件を追加しないと空き店舗を活用した事業者が何年たってからでもまた補助金を申請してしまえるというような要綱になってしまいますので、取得してから1年以内にお店を直して事業を開始するといったものを想定してこのような要件を追加させていただきたいと考えております。

5番目の今後のスケジュールにつきましては、3月に町議会定例会に上程させていただきまして、4月1日の施行を目指しております。

6番、他町村の事例ということで記載させていただいておりますので、お目通しいただければと思います。

以上です。

小寺委員長

ありがとうございます。

かなりの変更があったとは思いますが、質疑、要望、意見含めた中で質問していただければというふうに思います。

それでは、質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

— 主な協議内容等（質疑） — 12:07～12:22

金木委員 現在のいろんな制度を使い勝手のよい方向に改定、見直すというのは私も大賛成で、特に今回の提案についての異論はないですが、先ほど休憩中の話でスナックは風営法適用なのかどうかの件なのですが、これまでスナックを対象外としていた理由は何でしたか。今回新たにスナックもいいよとしたその変換点、その辺の違いを説明いただきたい。

広谷係長 これまで企業振興促進条例の規定の中で飲食を主目的としない飲食業というのは、企業振興促進条例の対象外ですよという規定が一文あったために創業者支援事業ですとか、この空き店舗活用事業の対象外という産業としてこれまで取り扱われてきました。なぜスナックは対象外なのかといった部分をこの制度をつくった方にお話を聞いたのですけれども、なかなか雇用が生まれにくい産業だったという理由ですとか、国の各種補助金の中でそういった産業が除かれていた傾向が当時あったということで、そういったものを踏まえて当時対象外にしていたのですけれども、今現在状況も変わってきてまして、羽幌町の中心市街地の活性化にスナック等も非常に貢献していただいている状況もありますので、スナックだけが対象外というのはおかしいだろうということもありまして、今回その部分を対象にさせていただくということでございます。

金木委員 その点で私もあまり粘る必要もないですが、私もネットの情報でスナック、風営法で調べてみたら、スナックを営業するには風俗営業許可が必要で、風俗営業許可を取得せずに営業することはできませんと出ていて、それはなぜか、お客さんの接待に関してショーや歌を提供する、あるいは客の歌に手拍子をするとか等云々かんぬん、いわゆる羽幌町でのスナックで行われているようなことで、風営法に縛られる業種だという理由で今までのいろんな羽幌町の補助事業には載っていなかったのかなという、私の理解としてはそうだったのですが、そういうわけでもないのですか。係長も事前に調べられたと言うのですけれども、その辺別の考え方があれば。

広谷係長 私のほうでも事前にスナックの定義というのを調べまして、その中ではスナックは風営法に規定されず、飲食店営業許可で営業可能な産業です

よということで調べておりました、スナックは基本的には接待ができないもので、店主はカウンター越しに接客する形態のものをスナックというといったもので私のほうで調べていたところです。その部分で風営法なんかはそうではないのかというところは、改めてこちらのほうで正しく確認させていただいてお答えしたいというふうに考えます。

金木委員 今回の改正に関わってこれまでもスナック経営者、関係者からの問合せや相談もあったのだらうと思いますけれども、これは4月1日施行、条例が通った後ですけれども、4月1日の施行する時点でもう既に工事が始まっていて、完成するのは4月以降で、工事が終わったからということで改めてこういう申請をするという場合でも対象になるのか、もう既に工事が始まっていれば駄目なのか、その辺の時間的な縛りはどうなりますか。

広谷係長 適用、施行につきましては、4月1日からということで考えておりました、工事着工前に補助金の申請をしていただくと考えておりますので、今現在もう着工してしまっている部分につきましては大変申し訳ないですけれども、今回の改正の対象にはならないという形です。

工藤副委員長 すみません。ちょっと確認したいのですが、この制度は例えば空き店舗があって、そこを取得して商売をやるために改修等にかかるものを要するに借りるということですね、当事者からすると。町から借りてその改修に（借りない。補助金。の声）補助金（貸付けじゃない。の声）そしたら、商売やる人のために補助するということなのですか。上限200万、そういうこと。

小寺委員長 もう一回説明していただきます。

広谷係長 改めてご説明させていただきます。これは、あくまでも取得等ということなのですが、借りる場合もあると思います。空き店舗を利用して、その空き店舗を直してこれから新たに事業を始める場合に係るいろいろな修繕に係った経費に対して補助金を出すものになっています。上限額が200万円という形で補助するものになっております。

- 小寺委員長 取得でも大丈夫ということ。
- 広谷係長 取得でも賃貸の場合でもお店を直して事業開始する場合は対象になります。
- 逢坂委員 ちょっと変な話、内容なのだけれども、借りて例えば店舗でも直して1年なり2年やったと、200万なりもらったと、だけれども突然病気で亡くなったと、3年たたないうちに、そういう場合には返還理由が生じるのか、誰かに継承されるのか、その辺は何かの形でうたっているのかちょっと心配なので、そういうことはないと思うのだけれども、ただ可能性もあるのではないかなと思うので、要するにもらったわ、途中でできなくなってお店潰れたと、なくなったとなった場合にはどうなのかなと、そういうことも考えておいたほうがいいのかなどというふうに私は思ったので。
- 広谷係長 逢坂委員のおっしゃるとおり、そういったことがないとは限らないのかなというふうには考えておりますが、今のところ連帯保証人をつけるだとかといったような形にもなっているわけでもありませんし、ほかの方に請求するというような形になっているわけではないので、そういったリスクも踏まえてそういったケースを今後どうするかというのは協議していきたいというふうに。
- 逢坂委員 裏の主な改正点の一番最初の②の中に移転の縛りを廃止ということで、従前であれば町内業者が主としてやることを目的にやってきたのかなと思うのだけれども、今回そういう縛りを廃止、取っ払ったという形になったのだけれども、これ町の活性化、あるいは町なかのにぎわい、建設業にすると今後の、こんな話、先の話しするとちょっと暗くなるのだけれども、建設業については暗い先行きしか見えないという現状がだんだん見えてきたので、この縛りを廃止してしまうと逆に旅から来る業者さんが多くて、地元でできるのに旅ばかりだよねってなったときに、それを最初からうたってしまうと、地元もできるけれども、旅もできる、だけれども旅のほうが早いから旅のほうに頼むのほうになってしまうと思

うので、その辺の考え方、捉え方だと思うのだけれども、地元の建設業あるいは土木でもいろいろあると思うのだけれども、そういうのをやっぱり優先しないと、町のお金を出してやるわけだから、自分の個人のお金を出してやる部分もあるのだけれども、ほとんど200万なり町のお金をもらってやるわけだから、できれば町内で循環するというのが一番いいと思うので、その辺を含めて町外の業者を入れたという部分についてはただ単に今までの現状からいうといろんな20万円の補助だとか、そういう問題で結果的にできない部分が発生しているから、連動してそういうこともあり得るのでないかという想定の下に町外業者というのを入れたのでないかと私は勝手に思うのだけれども、その辺の考えはどうなのかなと思ってお聞きしたいなと思って。

広谷係長 逢坂委員のおっしゃるとおり、これを取っ払ってしまうと全てが町外事業者になってしまうのではないかというご心配もあろうかと思えます。ただ、実際なかなか建設事業者がいろんな仕事請け過ぎていてすぐ来れないという状況があることも実態としてありますので、一旦この改正に関してはこういった形で進めたいとは思っているのですが、ずっとこのとおりに進むということではなくて、状況を見ながら見直し等も進めながら、そういった縛りが必要になるのであれば見直していきたいというふうに考えての今ご提案をさせていただいているというような状況です。

逢坂委員 自分の考えとしては、やり方は、つくり方はいろいろとあると思うのです。第1に、町内業者をあれすとか、その場合にはちょっと金額を例えば上げるとか、第2に、2号でもいいわ、町外業者を使った場合には50万ぐらい減るよというようなちょっと差をつけることも条例の中に1号、2号でうたっても、私はそれはいいのではないかと思うのだけれども、その辺も含めてやっぱり町内業者が元気にならないと羽幌町が元気にならないわけだから、そういうこと考えるとこういう大きな金額、20万の助成とは全く違うわけだから、そういうのも含めてそういう条文をつくれると思うのです。それもちょうと考えていただければと思いますが、これ要望なので、答弁あればお聞きしますけれども。

広谷係長 大変貴重なご意見をいただきましたので、改めて内部でその点について

協議したいと思います。

小寺委員長 一応確認なのですが、上限が200万で今話をしているのですけれども、200万丸ごとということではなくて、あくまでも上限であって補助率3分の1というのは変わらないということによろしいですか。

広谷係長 おっしゃるとおり、補助率は3分の1のままで、上限が200万という形です。

村田議長 端的に、離島も対象、それから金額は離島も同様というふうにあえてうたっているのですけれども、いろんな部分で島のほうが経費がかさんだり、単価が高いとかという部分を考えた中でも同様の200万というふうになっていると思うのですけれども、ここら辺は検討としては例えば島の場合は250万までするとか、そういうのは考えなかったのか、こうした理由があれば答弁いただければ。

広谷係長 島の金額についても検討はしたところであるのですけれども、この金額であれば島のほうも支援としては十分に支援してあげられるのかなということでのこの金額としております。

小寺委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) ないようですので、先ほどの説明があったとおり3月の定例会に2件目の廃止と、あと今説明があった一部改正が上がってくると思います。その際もまた質疑もできますので、また変更があればそのときに説明していただければなというふうに思っています。

それでは、以上で今日の総務産業常任委員会を終了したいと思います。ありがとうございました。